内心に国家が介入「共謀罪」

これが対象277犯罪

国会会期末まで残り20日。「共謀罪」法案の今国会での成立強行を狙う安倍政権と、4度目の廃案をめざす野党と国民のたたかいは緊迫しています。政府は「テロ対策」を口実に、共謀罪の対象犯罪として676もの犯罪をあげています。「犯罪は行為であり、思っただけでは処罰しない」という刑法の原則の大転換になります。国家の刑罰権が大規模に、国民の内心やプライバシーに介入することを認める“グレーデター”です。（秋山泉、中祖寅一）

表の見方　未遂罪、予備罪について、○＝あり、×＝なし。

犯罪	未遂	予備
殺人	○	×
傷害	○	×
現住建造物等放火	○	×
非現住建造物等放火	○	×
建造物等以外放火	×	×
激発物破裂	×	×
現住建造物等浸害	○	×
非現住建造物等浸害	○	×
往来危険	×	×
汽車転覆等	○	×
あへん煙輸入等	×	×
あへん煙吸食器具輸入等	×	×
あへん煙吸食のための場所提供	×	×
水道汚染	×	×
水道毒物等混入	○	×
水道損壊及び閉塞（へいそく）	○	×
通貨偽造及び行使等	○	×
外国通貨偽造及び行使等	○	×
有印公文書偽造等	×	×
有印虚偽公文書作成等	×	×
公正証書原本不実記載等	×	×
偽造公文書行使等	×	×
有印私文書偽造等	×	×
偽造私文書等行使	×	×
私電磁的記録不正作出及び供用	×	×
公電磁的記録不正作出及び供用	×	×
有価証券偽造等	×	×
偽造有価証券行使等	×	×
支払用カード電磁的記録不正作出等	○	×
不正電磁的記録カード所持	×	×
公印偽造及び不正使用等	×	×
偽証	×	×
強制わいせつ	×	×
強姦（ごうかん）	×	×
準強制わいせつ	×	×
準強姦	×	×
墳墓発掘死体損壊等	×	×
収賄	×	×
事前収賄	×	×
第三者供賄	×	×
加重収賄	×	×
事後収賄	×	×
あっせん収賄	×	×
偽計	×	×
未成年者略取及び誘拐	×	×
営利目的等略取及び誘拐	×	×
所在国外移送目的略取及び誘拐	×	×
人身売買	×	×
被略取者等所在国外移送	○	×
営利拐取等ほう助目的被拐取者収受	×	×
営利被拐取者収受	○	×
身代金被拐取者収受等	○	×
電子計算機損壊等業務妨害	×	×
窃盗	×	×
不動産侵奪	×	×
強盗	○	×
事後強盗	○	×
昏睡（こんすい）強盗	○	×
電子計算機使用詐欺	○	×
詐欺	○	×
準詐欺	○	×
横領	×	×
盗品有償譲り受け等	×	×
組織犯罪処罰法		
組織的な封印等破棄	×	×
組織的な強制執行妨害目的財産損壊等	×	×
組織的な強制執行行為妨害等	×	×
組織的な強制執行関係売却妨害	×	×
組織的な常習賭博	×	×
組織的な賭博場開帳等図利	×	×
組織的な殺人	×	○
組織的な逮捕監禁	×	×
組織的な強要	×	×
組織的な身代金目的略取等	○	×

犯罪	未遂	予備
組織的な偽計業務妨害	×	×
組織的な威力業務妨害	×	×
組織的な詐欺	○	×
組織的な恐喝	×	×
組織的な建造物等損壊	×	×
組織的な犯罪に係る犯人蔵匿等	×	×
不法収益等による法人等の事業経営の支配を目的とする行為	×	×
犯罪収益等隠匿	○	○
爆発物取締罰則		
製造・輸入・所持・注文	×	×
ほう助のための製造・輸入等	×	×
製造・輸入・所持・注文（第1条の犯罪の目的でないことが証明できないとき）	×	×
爆発物の使用、製造等の犯人の蔵匿等	×	×
外国通貨の偽造に関する法律		
偽造等	○	○
偽造外国流通貨幣等の輸入	○	×
偽造外国流通貨幣等の行使等	○	×
印紙犯罪処罰法		
偽造等	×	×
偽造印紙等の使用等	○	×
海賊行為の処罰及び海賊行為に対処する国際協力に関する法律		
海底電信線の損壊	○	×
労働基準法		
強制労働	×	×
職業安定法		
暴行等による職業紹介等	×	×
児童福祉法		
児童売行	×	×
覚醒剤法		
切手類の偽造等	○	○
銃砲刀剣類所持等取締法		
虚偽有価証券届出書等の提出等	×	×
内部者取引等	○	×
大麻取締法		
大麻の栽培等	○	○
大麻の所持等	○	×
大麻の使用等	○	×
船員職業安定法		
暴行等による船員職業紹介等	×	×
職安法		
無資格営業等	×	×
自転車競技法		
無資格自転車競走等	×	×
外国為替及び外国貿易法		
国際的な平和及び安全の維持を妨げることとなる無許可取引等	○	×
特定技術提供目的の無許可取引等	○	×
電波法		
電気通信業務等の用に供する無線局の無線設備の損壊等	○	×
小型自動車競走法		
無資格小型自動車競走等	×	×
文化財保護法		
重要文化財の無許可輸出	×	×
重要文化財の損壊等	×	×
史跡名勝天然記念物の滅失等	×	×
地方税法		
軽油等の不正製造	×	×
軽油引取税に係る脱税	×	×
商品先物取引法		
商品市場における取引等に関する風説の流布等	×	×
競馬法		
自動車道における自動車往来危険	○	×
事業用自動車の転覆等	○	×
投資信託及び投資法人に関する法律		
投資主の権利の行使に関する利益の受供与等についての威迫行為	×	×
モーターボート競走法		
無資格モーターボート競走等	×	×
森林法		
保安林の区域内における森林伐採	○	×
森林伐採のぞう物の運搬等	○	×
他人の森林への放火	○	×
質屋営業法		
質屋証の輸入等	○	○

犯罪	未遂	予備
覚醒剤の所持等	○	×
営利目的の覚醒剤の所持等	○	×
覚醒剤の使用等	○	×
営利目的の覚醒剤の使用等	○	×
管理外覚醒剤の施用等	○	×
出入国管理法		
在留カード偽造等	○	×
偽造在留カード等所持	○	×
集団密航者を不法入国させる行為等	○	×
営利目的の集団密航者の輸送	○	×
集団密航者の収受等	○	×
営利目的の難民旅行証明書等の不正受交付等	○	×
営利目的の不法入国者等の蔵匿等	○	×
旅券法		
旅券等の不正受交付等	○	×
日米安全保障条約等に基づく刑事特別法		
偽証	×	×
軍用物の損壊等	×	×
麻薬及向精神薬取締法		
ジアセチルモルヒネ等の輸入等	○	×
ジアセチルモルヒネ等の製剤等	○	×
営利目的のジアセチルモルヒネ等の製剤等	○	×
ジアセチルモルヒネ等の施用等	○	×
営利目的のジアセチルモルヒネ等の施用等	○	×
ジアセチルモルヒネ等以外の麻薬の輸入等	○	○
営利目的のジアセチルモルヒネ等以外の麻薬の輸入等	○	○
ジアセチルモルヒネ等以外の麻薬の製剤等	○	×
麻薬の施用等	○	×
向精神薬の輸入等	○	×
営利目的の向精神薬の譲渡等	○	×
有線電気通信法		
有線電気通信設備の損壊等	○	×
鉱業権等実態法		
銃砲の無許可製造	○	×
銃砲弾の無許可製造	○	×
猟銃等の無許可製造	○	×
ガス事業法		
ガス工作物の損壊等	○	×
関税法		
輸出してはならない貨物の輸出	○	○
輸入してはならない貨物の輸入	○	○
輸入してはならない貨物の保税地域への搬置等	○	○
偽りにより関税を免れる行為等	○	○
無許可輸出等	○	×
輸出してはならない貨物の運搬等	×	×
あへん法		
けしの栽培等	○	○
営利目的のけしの栽培等	○	○
あへんの譲り渡し等	○	×
自衛隊法		
自衛隊の所有する武器等の損壊等	×	×
国債証券		
高金利の契約等	×	×
業として行う高金利の契約等	×	×
高保証料	×	×
保証料がある場合の高金利等	×	×
業として行う貸し渡し金利の脱法行為等	×	×
預託証券偽造処罰法		
不正の手段による補助金等の受交付等	×	×
競馬競技法		
対偶の収受等	×	×
業として行う場所の提供	×	×
売春をさせる業	×	×
資金等の提供	×	×
高速自動車国道法		
高速自動車国道の損壊等	○	×
水道法		
水道施設の損壊等	×	×
銃刀法		
猟銃等の発射	×	×
猟銃等の輸入	○	×
猟銃等の所持等	×	×
猟銃等の譲り渡し等	○	×
営利目的の猟銃等の譲り渡し等	○	×

犯罪	未遂	予備
偽りの方法による許可	×	×
猟銃等の輸入	○	×
猟銃等の所持	○	×
猟銃等の譲り渡し等	○	×
猟銃等の輸入に係る資金等の提供	×	×
下水道法		
公共下水道の施設の損壊等	×	×
特許法		
特許権等の侵害	×	×
実用新案法		
実用新案権等の侵害	×	×
意匠法		
意匠権の侵害	×	×
商標法		
商標権等の侵害	×	×
電波法施行法		
不正な信号機の操作等	×	×
医薬品医療機器等法		
業として行う指定薬物の製造等	×	×
新幹線特例法		
自動列車制御設備の損壊等	×	×
電気事業法		
電気工作物の損壊等	○	×
所得税法		
偽りその他不正の行為による所得税の免脱等	×	×
偽りその他不正の行為による所得税の免脱	×	×
所得税の不納付	×	×
法人税法		
偽りにより法人税を免れる行為等	×	×
電波監視等機構行為処罰法		
海底電線等損壊	○	×
海底パイプライン等の損壊	○	×
著作権法		
著作権等の侵害等	×	×
ハイジャック防止法		
航空機の強取等	○	×
航空機の運航阻害	×	×
廃棄物処理法		
無許可廃棄物処理業等	○	×
火炎びん処罰法		
火炎びんの使用	○	×
熱供給事業法		
熱供給施設の損壊等	○	×
航空危険行為等処罰法		
航空危険	○	×
航行中の航空機を墜落させる行為等	○	×
業務中の航空機の破壊等	○	×
業務中の航空機内への爆発物等の持ち込み	○	×
人質強要行為等処罰法		
人質による強要等	○	×
加重人質強要	×	×
生物兵器禁止法		
生物兵器等の使用	○	×
生物剤等の発散	○	×
生物兵器等の製造	×	×
生物兵器等の所持等	×	×
貸金業法		
無登録営業等	×	×
労働者派遣法		
有償無償目的の労働者派遣	×	×
流通食品偽装物混入防止法		
流通食品への偽物の混入等	○	×
消費税法		
偽りにより消費税を免れる行為等	○	×
入管特例法		
特別永住者証明書の偽造等	○	○
偽造特別永住者証明書等の所持	×	×
麻薬特例法		
薬物犯罪収益等隠匿	○	○
種の保存法		
国内希少野生動植物種の捕獲等	×	×
不正競争防止法		
営業秘密侵害等	○	×
不正競争等	×	×
化学兵器禁止法		
化学兵器の使用	○	○

犯罪	未遂	予備
毒性物質等の発散	○	×
化学兵器の製造	○	×
化学兵器の所持等	○	×
毒性物質等の製造等	○	×
サリン等防止法		
サリン等の発散	○	○
サリン等の製造等	○	○
株券発行法		
株主等の権利の行使に関する利益の受供与等についての威迫行為	×	×
臓器移植法		
臓器売買等	×	×
スポーツ基本法		
無資格スポーツ振興投票	×	×
種苗法		
育成者権等の侵害	×	×
資産流動化法		
社債等の権利等の行使に関する利益の受供与等についての威迫行為	×	×
感染症予防法		
1種病原体等の発散	○	○
1種病原体等の輸入	○	×
1種病原体等の所持等	○	×
2種病原体等の輸入	×	×
狂犬地域禁止法		
犬入地域の製造	○	×
犬入地域の所持	×	×
児童買春・ポルノ禁止法		
児童買春周旋	×	×
児童買春勧誘	×	×
児童ポルノ等の不特定または多数の者に対する提供等	×	×
民事再生法		
詐欺再生	×	×
特定の債権者に対する担保の供与等	×	×
公衆等脅迫目的犯罪		
公衆等脅迫目的の犯罪行為を実行しようとする者による資金等を提供させる行為	○	×
公衆等脅迫目的の犯罪行為を実行しようとする者以外の者による資金等の提供等	○	×
公的個人認証法		
不実の署名用電子証明書等を発行させる行為	○	×
会社更生法		
詐欺更生	×	×
特定の債権者等に対する担保の供与等	×	×
破産法		
詐欺破産	×	×
特定の債権者に対する担保の供与等	×	×
会社法		
会社財産を危うくする行為	×	×
虚偽文書行使等	×	×
預け合い	×	×
株式の超過発行	×	×
株主等の権利の行使に関する贈収賄	×	×
株主等の権利の行使に関する利益の受供与等についての威迫行為	×	×
国際刑事裁判所協力法		
組織的な犯罪に係る証拠隠滅等	×	×
偽証	×	×
放射線障害防止法		
放射線の発散等	○	○
原子核分裂等装置の製造	○	×
原子核分裂等装置の所持等	○	×
特定核燃料物質の輸出入	○	×
放射性物質等の使用の告知による脅迫	×	×
特定核燃料物質の切取等の告知による強要	×	×
海賊対処法		
海賊行為	○	×
クラスター弾禁止法		
クラスター弾等の製造	○	×
クラスター弾等の所持	×	×
放射性物質汚染対処特別措置法		
汚染廃棄物等の投棄等	○	×

選別基準に重大疑念

衆院の審議では、新たに、組織的な犯罪集団が関与する重大な犯罪に限定するとしていた選別基準について、すべて除かれていると述べました。

衆院法務委員会での参考人質疑（4月26日）で、京都大学の高山佳奈子教授（刑事法）は、共謀罪の導入の根拠とされるマフィアや暴力団の組織犯罪対策を目的とする国連の条約（国際組織犯罪防止条約）の審議から、「組織的な犯罪集団」や性犯罪が対象とされていることに対し、高山教授は「不可解だ」と強い疑問を呈しました。

また衆院段階で削除される、国会議員などの役員を置くなどの団体要件を満たす「テロ等準備罪」が、共謀罪の対象犯罪から外れるとも指摘。マフィアや暴力団が構成員に対し、犯罪を行うことを指示する場合も、「組織的な犯罪集団」の関与が必要な分、処罰が抜け落ちる危険があると指摘しました。

一方、暴力団と関係のない「ネコノ会」や「ネコノ会」が対象とされないことに、共謀罪が成立すると、自己の意思で犯罪の実行を中止した「中止犯」に予刑が生じる「中止犯」に予刑が生じる条約の趣旨から、「組織的な犯罪集団」や性犯罪が対象とされていることに対し、高山教授は「不可解だ」と強い疑問を呈しました。

未遂罪なくても処罰

重大な犯罪は、共謀罪の対象犯罪のうち、未遂罪も予備罪もない犯罪が130にもよることです。

犯罪の結果発生の現実的危険を生じさせて処罰されないのに、「相談」しただけで処罰するというのは極めて不合理です。

例えば、傷害罪には未遂罪がなく、けがをさせるつもりで殴りかかり、相談したけれども処罰される。危険が全くないのに処罰するというアンバランスの説明がありません。

立命館大学の松宮孝明教授（刑事法）は、専門的見地から、「未遂処罰の対象犯罪のうち、未遂罪も予備罪もない犯罪が130にもよることです。犯罪の結果発生の現実的危険を生じさせて処罰されないのに、「相談」しただけで処罰するというのは極めて不合理です。例えば、傷害罪には未遂罪がなく、けがをさせるつもりで殴りかかり、相談したけれども処罰される。危険が全くないのに処罰するというアンバランスの説明がありません。